

憲政記念館敷地における地質学的調査を含む敷地の概況等に関する調査報告（概要）

本調査の位置付け

憲政記念館敷地について、小委員会報告に必要な地質学的調査を含む敷地の概況等に関する委託調査を行い衆議院事務局とも調整し、取りまとめたものである。

【平成28年5月26日衆議院議院運営委員会「新たな国立公文書館に関する小委員会」決定の抜粋】

・本小委員会として、政府に対して、A案について基本的な計画の策定作業を開始し、今年度末を目前に、新たな国立公文書館に必要とされる諸室の規模、機能及び地質学的調査を含む敷地の概況等について報告を求める。

・地盤調査（ボーリング調査等）の実施
[H28年10月実施]

・敷地の諸条件、建築可能規模等に関する調査の実施

敷地の概要

敷地面積	55,174㎡（国会前庭北地区・南地区）
用途地域・防火地域	商業地域・防火地域
建ぺい率・容積率	50%・500% （「東京都市計画一団地（霞が関団地）の官公庁施設」）
地区計画・高度計画	なし
その他	都市計画公園（種別：風致公園） 景観計画区域（地区区分：一般地域） 駐車場整備地区

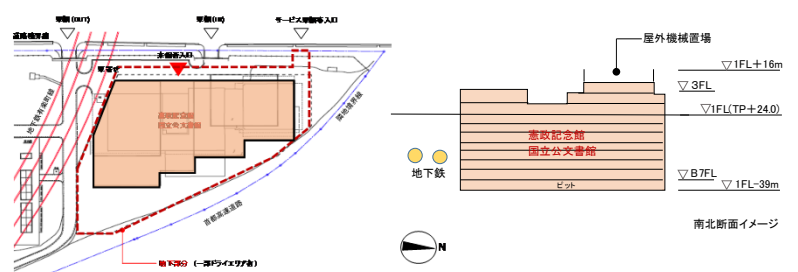


調査・検討事項	調査・検討結果
地盤等条件	<ul style="list-style-type: none"> 地盤としては、地下8階程度の建設は可能。 ただし、地下鉄有楽町線と近接していること、工事作業部分が狭い一方で地下深い建築物になることから、特殊な工法を用いる必要があり、相当のコスト・工期がかかる。
現憲政記念館の保存 [有識者3名を加えて検討]	<ul style="list-style-type: none"> 【有識者の見解】本館（1960年竣工）は北側・南側とも保存することが望ましいが、いずれかのみを保存とする場合は、南側を残す方が建築計画の自由度が高い。 完全建替の場合、「部材活用・再築等による再現」や「三次元的な保存（三次元スキャン）による調査・記録」などの検討を求めているが、この場合も保存要望が生じる可能性が高いことに留意すべき。 一部保存を行う場合、当該建物の直下は工事が行えないため、地下の形状が不整形となり、使いやすさから難点がある。
景観への配慮 [有識者3名を加えて検討]	<ul style="list-style-type: none"> 景観については、都・区に届出等が必要な事項である。 有識者から、4階の場合ややボリュームが大きい感ありとの意見もあった。 洋風庭園や既存樹木と一体となった整備計画の立案（回遊路の確保、樹木の整備など）が求められる。
樹木調査	<ul style="list-style-type: none"> 憲政記念館の敷地内には、記念樹を含む樹木が204本（うち記念樹34本）が存在し、そのうち現時点での判断で189本（うち記念樹23本）が移植可能と判断された。 今後、移植方法、移植場所（仮移植地を含む）の検討が必要。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 工事期間中は掘削期間を中心に、国会周辺を一日当たり最大200～300台程度のダンプカーの通行が想定される。 建替期間中の憲政記念館の機能維持のため、仮設建築物の整備や他施設の借用等が必要。 建設イメージ案について、工期・費用の試算を実施。

敷地の概況等調査結果による実現可能性

物理的に新たな国立公文書館に期待される面積としての50,000㎡程度までの規模は建設可能。（憲政記念館、駐車場を合わせると69,000㎡程度）
※景観に配慮し、地下部の面積が大きくなるため、コスト、工期について留意が必要。

建物の配置・断面のイメージ（憲政記念館完全建替の場合）



面積の考え方

- 調査検討会議では、新たな国立公文書館として期待する面積として42,000㎡程度～50,000㎡程度との案が示された。（左の案は50,000㎡としたもの）
- 憲政記念館では、建替に合わせて、現行（6,000㎡）から7,600㎡程度とする試案を提示。→ 試案を踏まえて検討。
- 駐車場面積は、都条例に基づき、新国立公文書館+憲政記念館の床面積に対して一定の割合で計算。（左の案では10,800㎡）